

## 「しずちゅう相続定期預金（長期預入型）（愛称：パントンタッチ）」預金規定

しずちゅう相続定期預金（長期預入型）（以下「この預金」といいます。）は、この規定により取扱い、この規定にない事項については、自由金利定期預金（M型）複利型規定により取扱います。

### 1.（預入対象者）

この預金の預入は、原資を相続した金銭とし、相続手続（当行以外の金融機関における相続手続を含みます。）が預入日から遡及して1年以内に完了した方（相続人以外の受遺者を含みます。）またはしずちゅう相続定期預金（短期期預入型）を預入した預金者とします。なお、しずちゅう相続定期預金（短期期預入型）からの預け替えは、しずちゅう相続定期預金（短期期預入型）の預入日から1年以内とします。

なお、この預金の満期解約金を再度この預金に預入することはできません。

### 2.（取扱店）

この預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

### 3.（預入金額等）

この預金の預入金額は、相続した金額を上限とし、預入単位を1円単位とします。

### 4.（預入期間）

この預金の預入期間は、3年または5年とし、満期日に自動継続しません。

### 5.（預入利率）

(1) この預金は、預入期間3年は3年ものスーパー定期300の、預入期間5年は5年ものスーパー定期300の預入日現在の店頭表示利率に当行所定の優遇金利を上乗せした利率（以下「特約利率」といいます。）を適用します。

(2) 前記（1）の優遇金利は、市場動向等により見直しする場合があります。

### 6.（預金の支払時期）

この預金は、通帳（または証書表面）記載の満期日以後に利息とともに支払います。

### 7.（規定の変更等）

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。

(2) 前記（1）の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

【2020年4月1日現在】